

基安労発 0708 第 1 号
平成 27 年 7 月 8 日

都道府県労働局労働基準部健康主務課長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長
(契 印 省 略)

平成 26 年に発生した酸素欠乏症等の労働災害発生状況について

酸素欠乏症等防止規則（昭和 47 年労働省令第 42 号）に定める酸素欠乏危険作業において発生した酸素欠乏症又は硫化水素中毒（以下「酸素欠乏症等」という。）について、平成 26 年に発生した休業 4 日以上労働災害発生状況等を別紙 1 に、また、酸素欠乏症等による労働災害の事例を別紙 2 に、それぞれ取りまとめたので、関係事業者等に対する指導等の参考とされたい。

なお、酸素欠乏症等防止規則における酸素欠乏危険作業とは、労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）別表第 6 に掲げる酸素欠乏危険場所における作業をいう。

また、温泉の貯湯タンク内における作業は酸素欠乏危険作業ではないため、今回の取りまとめには含まれていないが、温泉関係施設における硫化水素中毒防止対策の徹底については、平成 27 年 3 月 30 日付け基安労発 0330 第 2 号により通知しているので、関係事業場等に対する指導等に当たっては留意すること。

酸素欠乏症等の労働災害発生状況

1 酸素欠乏症等の災害発生状況（平成元年～平成 26 年）

（1）酸素欠乏症

平成 26 年の酸素欠乏症による労働災害は、1 件（前年比 4 件減）であり、被災者は 1 人（前年比 6 人減）、うち死亡者は 0 人（前年比 3 人減）であった。

過去 20 年間（平成 7 年～平成 26 年）の労働災害は 170 件であった。

（2）硫化水素中毒

平成 26 年の硫化水素中毒による労働災害は、4 件（前年比 1 件減）であり、被災者は 6 人（前年比 4 人減）、うち死亡者は 2 人（前年比 4 人減）であった。

過去 20 年間（平成 7 年～平成 26 年）の労働災害は計 70 件であった。

表 1 酸素欠乏症の労働災害発生状況（平成元年～平成 26 年）

年		元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
酸素 欠乏症	発生件数	14	16	20	13	13	16	14	13	15	17	7	17	12	7	5
	被災者数	26	23	30	20	17	22	23	22	25	28	9	21	15	10	5
	死亡者数	9	10	16	12	8	8	14	10	8	9	3	10	7	7	3

年		16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
酸素 欠乏症	発生件数	10	8	11	9	6	3	2	2	6	5	1
	被災者数	11	9	12	11	8	6	3	2	7	7	1
	死亡者数	2	4	9	5	5	4	3	2	5	3	0

備考：被災者数は死亡者数を含む。

表 2 硫化水素中毒の労働災害発生状況（平成元年～平成 26 年）

年		元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
硫化水素 中毒	発生件数	4	5	2	6	3	6	4	8	3	5	6	3	5	7	2
	被災者数	6	10	2	11	8	12	8	13	5	7	13	7	7	18	2
	死亡者数	2	1	1	2	7	2	1	4	0	2	6	6	1	15	0

年		16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
硫化水素 中毒	発生件数	2	2	3	1	3	1	1	2	3	5	4
	被災者数	4	3	3	1	3	3	1	3	4	10	6
	死亡者数	3	0	2	0	2	0	0	1	2	6	2

備考：被災者数は死亡者数を含む。

図1 酸素欠乏症の労働災害発生状況の推移（平成元年～平成26年）

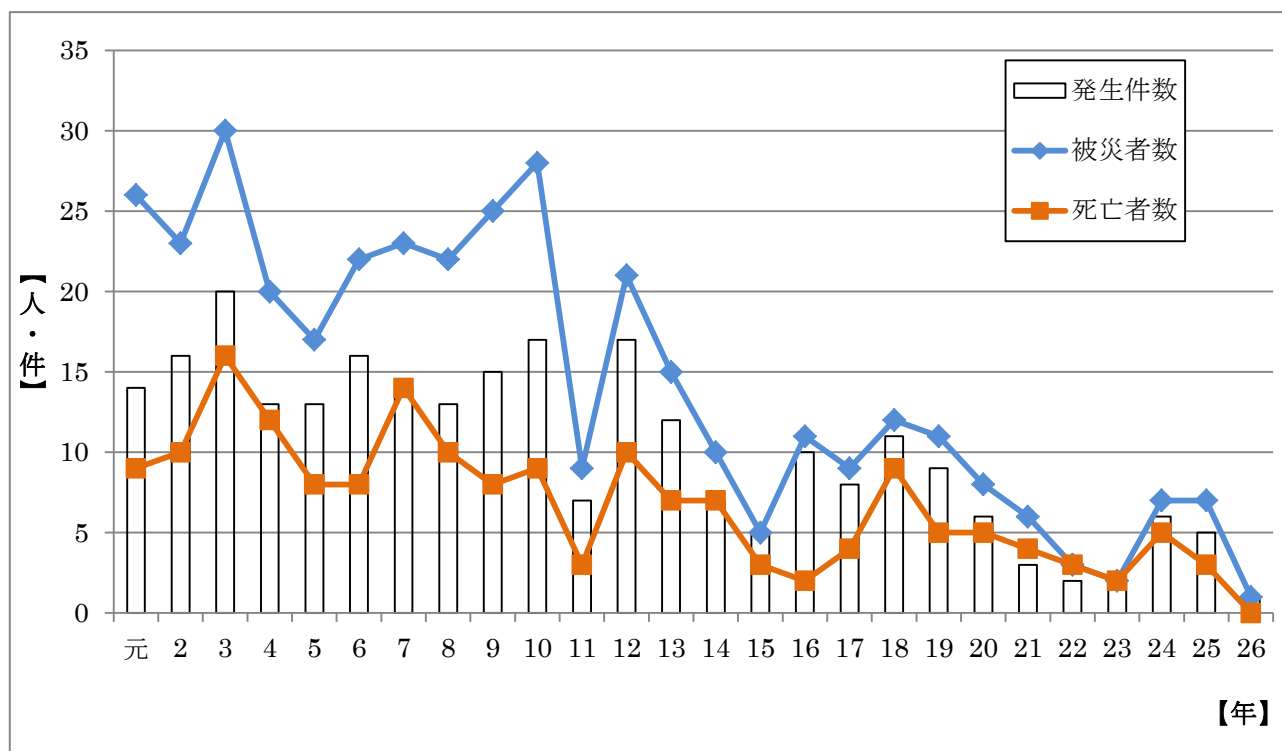
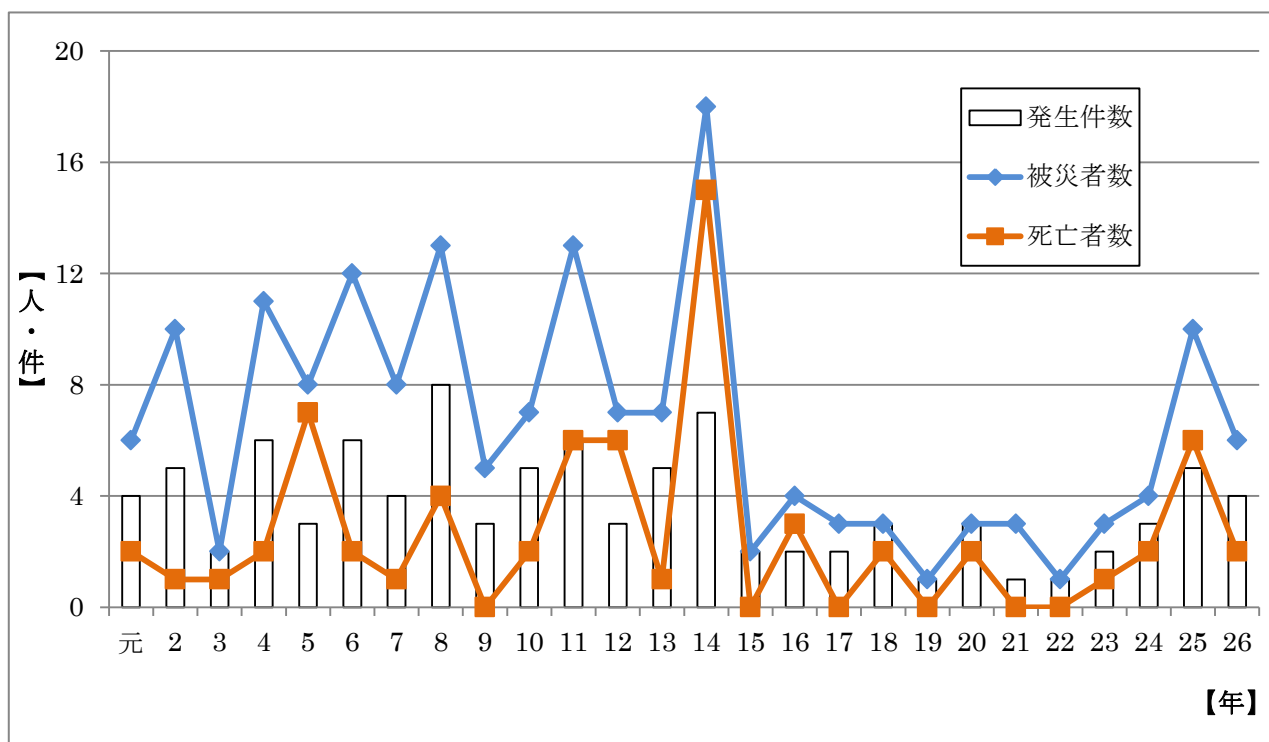


図2 硫化水素中毒の労働災害発生状況の推移（平成元年～平成26年）



2 酸素欠乏症等の業種別発生状況（平成 7 年～平成 26 年）

（1）酸素欠乏症

過去 20 年間の業種別発生状況をみると、製造業が最も多く、次いで建設業であり、この 2 業種で全体の約 7 割を占めている。

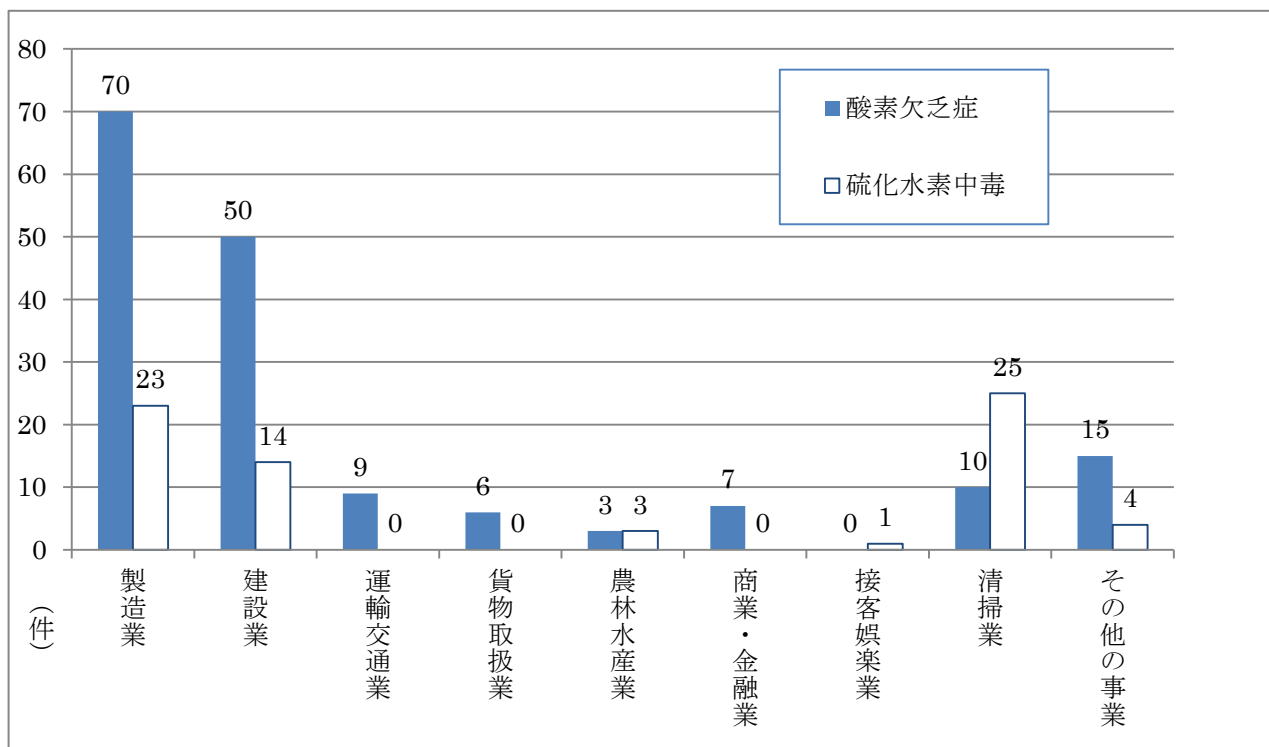
（2）硫化水素中毒

過去 20 年間の業種別発生状況をみると、清掃業、製造業、建設業の順であり、この 3 業種で全体の約 9 割を占めている。また、上位 2 業種でも全体の約 7 割を占めている。

表 3 業種別発生状況（平成 7 年～平成 26 年）（件）

	製造業	建設業	運輸交通業	貨物取扱業	農林水産業	商業・金融業	接客娯楽業	清掃業	その他の事業	計
酸素欠乏症	70	50	9	6	3	7	0	10	15	170
硫化水素中毒	23	14	0	0	3	0	1	25	4	70
計	93	64	9	6	6	7	1	35	19	240

図 3 業種別発生状況（平成 7 年～平成 26 年）



3 酸素欠乏症等の月別発生状況（平成7年～平成26年）

（1）酸素欠乏症

過去20年間の月別発生状況をみると、発生件数が多い月は、6月、7月、9月及び10月の21件である。

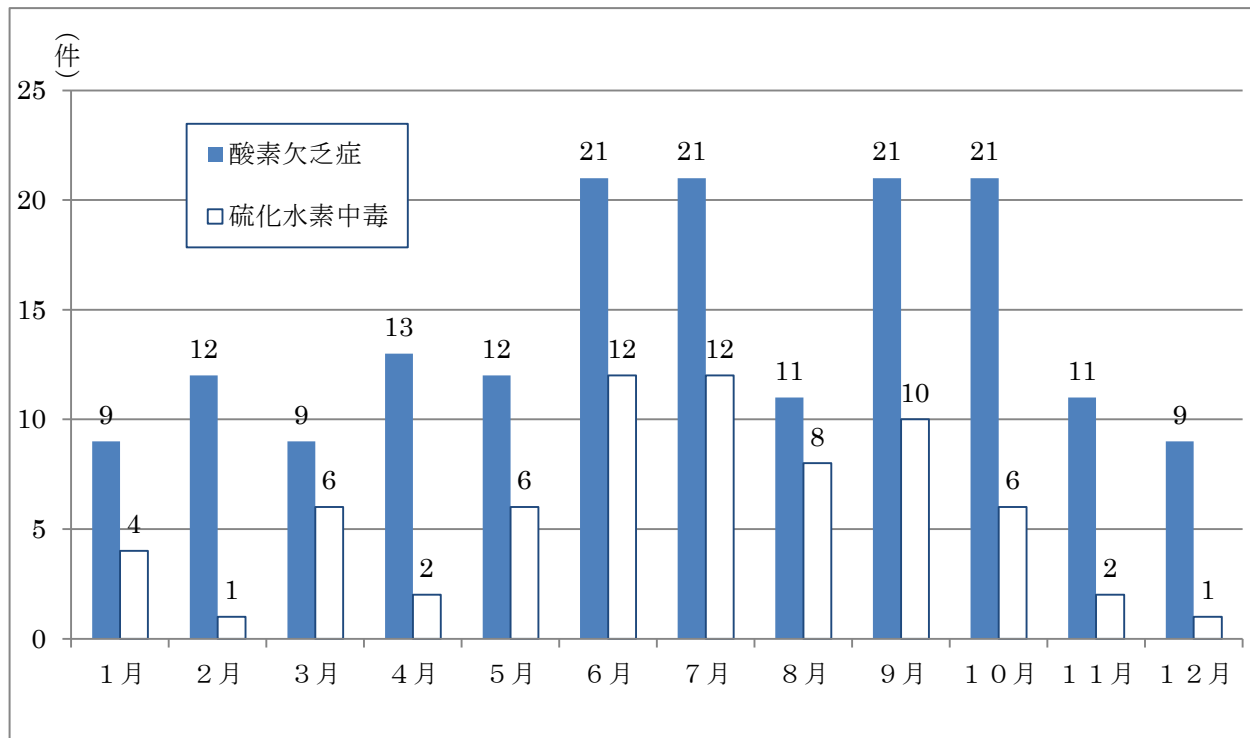
（2）硫化水素中毒

過去20年間の月別発生状況をみると、発生件数が多い月は、6月及び7月の12件、9月の10件である。

表4 月別発生状況（平成7年～平成26年）

	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	計
酸素欠乏症	9	12	9	13	12	21	21	11	21	21	11	9	170
硫化水素中毒	4	1	6	2	6	12	12	8	10	6	2	1	70
計	13	13	15	15	18	33	33	19	31	27	13	10	240

図4 月別発生状況（平成7年～平成26年）



平成 26 年に発生した酸素欠乏症の事例

番号	業種	発生月	被災者数(人)		発生状況
			死亡	休業	
1	製造業	9 月	0	1	溶接作業の手順等の教育のため、試験架台内部にアルゴンガスを送給し、溶接試験が行われていた。その後、誤ってアルゴンガスの送給が続けられていたところに、被災者が溶接機の調整のため試験架台内部に入り、酸素欠乏した空気を吸引し、被災したもの。

備考

- ・「休業」は、休業 4 日以上のものである。
- ・労働安全衛生法施行令別表第 6 に掲げる酸素欠乏危険場所における作業で発生した事例である。

平成 26 年に発生した硫化水素中毒の事例

番号	業種	発生月	被災者数(人)		発生状況
			死亡	休業	
1	建設業	1 月	1	1	汚水圧送管の空気抜き弁を交換するため、マンホールピット内に 3 名が入り、空気抜き弁を取り外したところ、当該圧送管から漏れ出した硫化水素を吸引して 2 名が被災し、そのうちの 1 名が死亡したもの。
2	製造業	6 月	0	1	倉庫内でパルプ化の工程で取り除かれた木の節を屋外に掻き出す作業で、木の節の層を崩したところ、層の内部に溜まっていた硫化水素を吸引し、被災したもの。
3	製造業	7 月	0	2	製造工程で排出される糊を含む排水を処理する装置の地下槽内で、堆積した汚濁物質を取り除く作業を行っていたところ、地下槽内で発生した硫化水素を吸引し、作業を行っていた 1 名、救出に向かった 1 名が被災したもの。
4	建設業	9 月	1	0	雨水枡内で雨水枡の底に溜まった土砂を除去する作業を行っていたところ、雨水枡で発生した硫化水素を吸引し、死亡したもの。

備考

- ・「休業」は、休業 4 日以上のものである。
- ・労働安全衛生法施行令別表第 6 に掲げる酸素欠乏危険場所における作業で発生した事例である。